

茨城町地域防災計画（風水害対策計画編）新旧対照表

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由
第1章 災害予防計画 第2節 水政 【本部班、道路建設班、下水道班、消防班】 <p>平常時から河川等の維持補修を行い、水害に対処するものである。現在は、水系を一貫として治水計画等がたてられ、順次実施されているが、近年の災害の激甚化に対応するため、引き続き排水路や排水機場等の整備及び中小河川の改修を重点的に促進し、町域内を水害から守る。</p> <p>また、ハザードマップの作成・配布等により、平常時から地域住民に対し浸水想定区域等の情報提供を行うとともに、</p> <p style="text-align: right;">災害時における避難情報の発令基準及び誘導計画等を明確化し、避難誘導体制の整備を図るものとする。</p>	第1章 災害予防計画 第2節 水政 【本部班、道路建設班、下水道班、消防班】 <p>平常時から河川等の維持補修を行い、水害に対処するものである。現在は、水系を一貫として治水計画等がたてられ、順次実施されているが、近年の災害の激甚化に対応するため、引き続き排水路や排水機場等の整備及び中小河川の改修を重点的に促進し、町域内を水害から守る。</p> <p>また、ハザードマップの作成・配布等により、平常時から地域住民に対し浸水想定区域等の情報提供を行うとともに、<u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、災害時における避難情報の発令基準及び誘導計画等を明確化し、避難誘導体制の整備を図るものとする。</u></p>	1	県計画との整合を図るため
4 浸水想定区域 <p>(1) 区域の指定</p> <p>国及び県は、<u>洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する</u>。</p> <p>(2) 住民への情報提供 (略)</p> <p>(3) 中小河川 町長は、<u>洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けて、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。</u></p>	4 洪水浸水想定区域 <p>(1) 区域の指定</p> <p>国及び県は、<u>管理する</u>河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、<u>町長に通知する</u>。</p> <p>(2) 住民への情報提供 (略)</p> <p>(3) 中小河川 町長は、<u>国及び県の</u>河川管理者が<u>浸水想定区域を指定した場合は、水防法第十五条第一項各号に掲げる事項を</u>水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。</p>	2	R6.3 県計画の改定に伴う修正（水防法の改正に伴う表現の修正）
(新規)	5 内水浸水想定区域 <p>(1) 区域の指定</p> <p>町は、<u>内水氾濫の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により、当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合は当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2に基づく内水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</u></p>	2	R6.3 県計画の改定に伴う修正（県の最新の取組を反映）

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由
	<p>(2) 住民への情報提供</p> <p>町は、雨水出水浸水想定区域図の早期作成に努めるとともに、それが困難な場合には、過去の浸水実績を活用する等、簡易な方法も用いて内水による浸水区域を想定し、これらを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</p> <p>また、内水浸水想定区域が指定されている区域の住民に対し、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等を記載した印刷物（内水ハザードマップ等）の配布や、住民に適切なタイミングで避難指示等を発令する日安となる取組（カメラや水位センサーの設置、地区住民からの情報提供体制の構築など）を基に、地区の特性や規模などを総合的に勘案し、避難指示等の発令の基準を定めておくものとする。</p>		
<p>5 水防用設備、資器材 (略)</p> <p>6 避難情報・避難誘導 (略)</p>	<p>6 水防用設備、資器材 (略)</p> <p>7 避難情報・避難誘導 (略)</p>		
<p>第8節 気象業務整備</p> <p>3 気象情報等通知組織</p> <pre> graph LR subgraph Current [] A[气象庁本庁又は水戸地方気象台] --> B[NTT 東日本・NTT 西日本] A --> C[県防災・危機管理課] A --> D[消防庁] A --> E[国土交通省機関（常陸河川国道事務所）] A --> F[NHK 水戸放送局] A --> G[東京海上保安部] B --> H[関係市町村 及び 関係機関等] C --> H D --> H E --> H F --> H G --> I[関係船舶] H --> J[住民] end </pre> <p>※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>※二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられる伝達経路。</p>	<p>第8節 気象業務整備</p> <p>3 気象情報等通知組織</p> <pre> graph LR subgraph Revised [] A[气象庁本庁又は水戸地方気象台] --> B[NTT 東日本・NTT 西日本] A --> C[県防災・危機管理課] A --> D[消防庁] A --> E[国土交通省関東地方整備局] A --> F[報道機関] A --> G[NHK 水戸放送局] A --> H[東京海上保安部] B --> J[住民] C --> J D --> J E --> F F --> J G --> H H --> J end </pre> <p>※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>※二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられる伝達経路。</p>	9 R6.3 県計画の改正に伴う修正 (情報伝達系統図の修正)	

現計画			改定（案）			現計画 掲載頁	改定理由																															
第2章 災害応急対策計画 第4節 気象情報			第2章 災害応急対策計画 第4節 気象情報																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報源</th> <th>情報の種類</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">気象台</td> <td>特別警報・警報・注意報・早期注意情報</td> <td>大雨や暴風等による災害の発生が予想される場合に発表される情報</td> </tr> <tr> <td>危険度分布</td> <td>大雨警報等が発表されたときに、危険度が高いと予想される区域</td> </tr> <tr> <td>気象情報</td> <td>警報や注意報に先立つ注意呼び掛け、警報や注意報の内容を補完</td> </tr> <tr> <td>台風情報</td> <td>台風の実況と予報</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報</td> <td>あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示し、洪水を予報</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報 降水ナウキャスト</td> <td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報 1時間先までの5分毎の降水の強さを1km四方の細かさで予報</td> </tr> <tr> <td>降水短時間予報</td> <td>15時間先までの各1時間降水量の予報</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>水位</td> <td>河川の水位の状況（高橋、長岡橋、下石崎）</td> </tr> <tr> <td>雨量</td> <td>地上観測雨量の実況（役場、涸沼）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国</td> <td>水防警報</td> <td>河川水位の状況により、必要な水防活動のレベルを警告</td> </tr> <tr> <td>水位</td> <td>河川の水位の状況（水府橋）</td> </tr> </tbody> </table>							情報源	情報の種類	情報の内容	気象台	特別警報・警報・注意報・早期注意情報	大雨や暴風等による災害の発生が予想される場合に発表される情報	危険度分布	大雨警報等が発表されたときに、危険度が高いと予想される区域	気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼び掛け、警報や注意報の内容を補完	台風情報	台風の実況と予報	指定河川洪水予報	あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示し、洪水を予報	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報	竜巻注意情報 降水ナウキャスト	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報 1時間先までの5分毎の降水の強さを1km四方の細かさで予報	降水短時間予報	15時間先までの各1時間降水量の予報	(新規)		県	水位	河川の水位の状況（高橋、長岡橋、下石崎）	雨量	地上観測雨量の実況（役場、涸沼）	国	水防警報	河川水位の状況により、必要な水防活動のレベルを警告	水位	河川の水位の状況（水府橋）
情報源	情報の種類	情報の内容																																				
気象台	特別警報・警報・注意報・早期注意情報	大雨や暴風等による災害の発生が予想される場合に発表される情報																																				
	危険度分布	大雨警報等が発表されたときに、危険度が高いと予想される区域																																				
	気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼び掛け、警報や注意報の内容を補完																																				
	台風情報	台風の実況と予報																																				
	指定河川洪水予報	あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示し、洪水を予報																																				
	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報																																				
	竜巻注意情報 降水ナウキャスト	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報 1時間先までの5分毎の降水の強さを1km四方の細かさで予報																																				
	降水短時間予報	15時間先までの各1時間降水量の予報																																				
	(新規)																																					
県	水位	河川の水位の状況（高橋、長岡橋、下石崎）																																				
	雨量	地上観測雨量の実況（役場、涸沼）																																				
国	水防警報	河川水位の状況により、必要な水防活動のレベルを警告																																				
	水位	河川の水位の状況（水府橋）																																				
第4節 気象情報等			第4節 気象情報等																																			
1 気象情報等の収集・伝達			1 気象情報等の収集・伝達																																			
(3) <u>東日本電信電話株式会社</u> (NTT東日本) 関係 (略)			(3) <u>NTT東日本株式会社</u> (NTT東日本) 関係 (略)																																			
						20	社名の変更に伴う修正																															

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由
第4節 気象情報等 <p>1 気象情報等の収集・伝達</p> <p>(4) 日本放送協会（NHK）関係 水戸地方気象台からN H K水戸放送局に気象専用回線を通じて 通報された警報等は直ちに放送され<u>ることになっており、茨城放</u> <u>送（IBS）もこれに準じている。</u></p>	第4節 気象情報等 <p>1 気象情報等の収集・伝達</p> <p>(4) 日本放送協会（NHK）関係 水戸地方気象台からN H K水戸放送局に気象専用回線を通じて 通報された警報等は直ちに放送され、<u>住民へ伝達される。</u></p>	21	現在の伝達系統 に修正